

相続税の申告とマイナンバー



相続税の申告の際に、マイナンバー（個人番号）の記載は必要なのでしょうか。



相続税の申告について、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈（死因贈与を含む、以下「相続等」）により取得した財産に係る相続税の申告書から、マイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーの記載対象者

相続税の申告書にマイナンバーを記載する対象者は、当初、原則として被相続人（亡くなった人）及び、当該相続等により財産を取得した人（以下「相続人等」）でした。

【当初の申告書】

ただし、9月30日付でこの取扱いが変更され、10月以降提出分について、被相続人のマイナンバーの記載が不要となりました。

【10月以降の申告書】

番号確認書類と身元確認書類

マイナンバーを記載した申告書を、税務署へ提出する際には、原則、本人確認書類としてマイナンバーを確認する書類（番号確認書類）と身元確認用の書類（身元確認書類）の写しの添付をする必要があります。

マイナンバーカードであれば、1枚で番号確認書類と身元確認書類を兼用することができます。この場合は表面と裏面の両方の写しが必要です。他方、番号確認書類が通知カードである場合には、別途次のような身元確認書類が必要です。

【番号確認書類が通知カードの場合の身元確認書類の例】

身元確認書類に写真が表示されているか否かによって、下表のように留意する書類の数が異なります。

身元確認書類（例）	身元確認として提示等が必要な部分
左記のうち1つ 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 住民基本台帳カード 在留カード	写真、氏名、現住所、生年月日が確認できる部分
左記のうち2つ 住民票の写し 戸籍謄本または抄本 印鑑証明書 各種被保険者証（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険） 年金手帳	氏名、現住所、生年月日が確認できる部分

マイナンバーが記載されている住民票の写しを提出する場合に、相続人等以外のマイナンバーが記載されているときは、マスキングをするなど相続人等以外のマイナンバーが見えないように注意しましょう。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-3】」より）

複数の相続人等がいる場合

複数の相続人等がいる場合には、同一の書面にマイナンバーを記載しなければなりません。

そのため、他の相続人等に対して自ら記載したマイナンバーが見えてしまう状態にあります。例えば、Aさんがマイナンバーを記載した相続税の申告書第1表（続）をBさんへ渡すと、AさんのマイナンバーがBさんに見えてしまいます。このような行為は番号法上の特定個人情報の提供には該当しませんが、Bさんが、Aさんのマイナンバーを書き写す、コピーを取るなどの行為は、番号法で禁止されています。

また、BさんがAさんの本人確認を行う必要はありません。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-2】」より）

申告書控えを保存する場合

相続人等が各自で保存する申告書の控えについて、自分以外の他の相続人等のマイナンバーが記載された状態で保存することは、番号法において禁止されています。もし、保存する申告書の控えに、他の相続人等のマイナンバーが記載されている場合は、自分以外のマイナンバーが見えないようにマスキングする、あるいは提出する申告書を控えとしてコピーする際にマイナンバーを隠すなどの対応

が必要です。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-4】」より）

準確定申告にもご注意を

被相続人が亡くなった年分の所得税の確定申告について、相続人等が行うことを“準確定申告”といいます。この場合において、相続人等のマイナンバーを記入し、当該相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

複数の相続人等がいる場合には、相続税の申告と同様に、基本的には同一の書面にマイナンバーを記載することとなります。この場合のマイナンバーの取扱いは、相続税の申告と同様です。